

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(保土ヶ谷税務署長)

平成23年7月29日棄却・確定

(第一審・横浜地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年4月13日判決、本資料261号-76・順号11666)

判 決

控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	江田 五月
処分行政庁	保土ヶ谷税務署長 山下 孝一
同指定代理人	宇波 なほ美
同	菊池 豊
同	高橋 伸夫
同	坂井 一雄
同	森 光明
同	梶 昌宏

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 処分行政庁が控訴人の平成19年度所得税の更正の請求に対して平成21年4月28日付けでした更正すべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

控訴人は、平成20年3月13日に行った平成19年度分所得税の確定申告について、配当所得の一部の申告漏れがあったとして、平成21年3月12日、保土ヶ谷税務署長に対し、更正の請求(以下「本件更正の請求」という。)をしたところ、同税務署長は、平成21年4月28日

付けで更正をすべき理由がない旨通知した（以下「本件通知処分」という。）。

本件は、控訴人が、所得税の申告に当たり所得の一部に申告漏れがあった以上、更正の請求が認められるべきであると主張して、本件通知処分の取消しを求めた事案である。

原判決は、本件通知処分は適法であるとして、控訴人の請求を棄却したため、これを不服として、控訴人が控訴した。

- 2 基礎となる事実、関係する法令等の定め、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1ないし3（原判決2頁6行目から8頁24行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決2頁8行目冒頭から3頁3行目末尾までを以下のとおり補正する。

「(1) 控訴人は、平成19年1月1日から同年12月31日までの年度の所得税につき、平成20年3月13日付けで、保土ヶ谷税務署長に対し、所得金額を198万7759円、納付すべき税額を19万2300円とする確定申告をした。

控訴人は、上記確定申告に係る申告書に総所得金額を198万7759円、雑所得の金額を172万2759円（公的年金等280万4596円、E生命保険相互会社から支払われる有期年金97万1844円）、配当所得の金額をA株式会社から支払を受けた平成20年3月期中間配当金22万5000円、B株式会社から支払を受けた平成20年3月期の中間配当金1万円、C株式会社から支払を受けた平成19年3月期の期末配当金1万5000円及び平成20年3月期の中間配当金1万5000円の合計額26万5000円、納付すべき税額を19万2300円と記載した。

控訴人は、以上のほかにB株式会社から平成19年3月期の期末配当金7万円、D株式会社から同年3月期の期末配当金20万3400円（以下、控訴人が支払を受けた配当金を総称して「本件各配当金」という。）の支払を受けたが、上記申告書には記載していなかった。

（以上、甲6、8、乙1）

控訴人が上記の配当金の支払を受けた時点で保有していたA株式会社、B株式会社、C株式会社及びD株式会社の各株式数は、各会社の各配當時点における発行済株式総数の100分の5未満であった。（乙2ないし7）

- (2) 控訴人は、平成19年分の所得税の確定申告書に配当収入及び配当控除の一部に記載漏れがあった結果、納付すべき税額を過大に申告したとして、平成21年3月12日、保土ヶ谷税務署長に対し、総所得金額を226万1159円、雑所得の金額を172万2759円、配当所得の金額を53万8400円、納付すべき税額を15万9400円、還付される税額を3万2900円とする更正の請求（本件更正の請求）をした。（甲2）」

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件通知処分は適法であり、その取消しを求める控訴人の請求は理由がないので棄却すべきものと判断する。その理由は、控訴人の主張にかんがみ下記2のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1ないし5（原判決8頁26行目から11頁12行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 2 当審における控訴人の主張について

- (1) 控訴人は、配当所得の一部の申告を失念した場合には、確定申告をしない選択をしたことにはならないと主張する。

しかし、国税通則法23条は、更正の請求ができる場合を限定しており、同条1項に基づく

更正の請求は「当該申告書に記載した課税標準等若しくは上は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないかつたこと又は当該計算に誤りがあつた」ことを要するものとしているところ、確定申告の内容が上記規定の要件に該当するか否かは、税法及び関係資料に照らして客観的に判断すべきである。

本件についてみると、控訴人が確定申告書に記載していなかったという本件各配当金は租税特別措置法8条の5第1項2号に該当し、控訴人の平成19年分の所得税については、総所得金額、給与所得及び退職所得以外の所得金額等の計算上その配当金に係る配当所得の金額を除外したところにより計算することができるものとされているのであるから、これを確定申告書に記載しなかったことが控訴人の選択によるものか又は失念したことによるものかのいずれであるかにかかわらず、控訴人がした確定申告は客観的にみれば税法の規定に従ったものであり、国税通則法23条1項の規定にいう誤りがあつたということとはできないというべきである。

控訴人の上記主張は採用することができない。

- (2) 控訴人は、本件更正の請求は、前もって保土ヶ谷税務署内の確定申告相談窓口で税務職員に相談の上、その指導に基づいて行ったものであるものであり、その請求が認められないというのは納得できないと主張する。

しかし、控訴人が保土ヶ谷税務署内の確定申告相談窓口で、本件各配当金の申告漏れについて税務職員にどのような相談をしたのか不明であるが、控訴人の主張を認めてもらうためには更正の請求の請求によるほかないのであり、当該税務職員がその旨を教示をしたとしても不当とはいえない。そして、本件更正の請求が理由があるかどうかは、処分行政庁が国税通則法23条1項の規定に従い判断すべきものである。また、仮に当該税務職員が控訴人に対して本件更正の請求が認容されるとの期待を抱かせるような発言をしたとすれば、適切を欠くものといわざるを得ないが、そのゆえに本件更正の請求が認められるべきことにならないことはいうまでもない。

控訴人の上記主張は採用の限りでない。

- 3 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 青柳 馨

裁判官 小林 敬子

裁判官 生島 弘康